

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

水戸市「快適な生活環境」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

水戸市

3 地域再生計画の区域

水戸市の一部（西大野、東大野、坏大野、中大野、下大野町、小泉町、川又町、平戸町を除く区域）

4 地域再生計画の目標

水戸市は茨城県の中央に位置し、千波湖や那珂川をはじめとする河川、湖、湧水源に恵まれ、その周辺に樹林地や斜面緑地、平地林が形成されているほか、西北部の丘陵地帯には森林が広がって多様な動植物が生息する空間となっており、市街地と水と緑が織りなす潤いある都市環境を有している。

こうした自然環境に恵まれてきたことから、豊かな水は市民の誇りであり、特に千波湖は都市に潤いと安らぎをもたらす存在として市民に親しまれてきた。現在も千波湖を中心に放射状に伸びる桜川、逆川、沢渡川等の河川沿いの斜面緑地は豊かな都市景観を醸し出しており、快適な市民生活環境の源泉となっている。

しかしながら、近年市街地の開発に伴う住宅の増加等によって生活雑排水が未処理のまま河川などに流入し、水質汚濁が進んでいる。特に千波湖から伸びる逆川、沢渡川流域等では、公共下水道整備が遅れているほか、急激な宅地開発の影響で水質汚濁が顕著である。

このため、市では水質検査の実施や公共下水道整備、家庭排水浄化事業、合併処理浄化槽設置への補助金交付事業等に取り組んでおり、市民からも引き続き訪れる人がより親しめる水辺環境の回復や、河川や湧水を利用した市民の憩いの空間作りが求められている。市ではこうした市民の要望を踏まえ、市の第5次総合計画の中に位置づけられる都市空間整備計画の一環として、今後ますます求められる自然環境との共生のために、市内の豊かな自然と歴史的な環境を大切にし、その保全と再生を図ることで「水と緑のネットワーク」の形成を目指している。この「水と緑のネットワーク」を基調として、都市のにぎわいや魅力の創出を図り、自然環境と都市とのバランスの取れた中心市街地の発展を目指すことで地域の活性化を図る。

その一環として、市では一層の水質浄化対策を推進し、汚濁物質の河川等への流入の削減や自然浄化作用の活性化を図るほか、汚水処理施設整備交付金を活用した事業を行うことで、水戸市がこれまで培ってきた豊かな水のイメージを大切にしながら、市民が集い、自然とふれあうことのできる水辺環境づくりを通じて「水と緑のネットワーク」の形成を促進し、これを通じて地域の活性

化を目指す。

下水道事業の当初の認可日(昭和 29 年 10 月 1 日)

最終変更認可日 (平成 15 年 8 月 29 日)

(目標) 汚水処理施設の整備を促進し、水戸市の汚水処理人口普及率を 80.3%(平成 16 年度末)から 81.8%(平成 21 年度末)に向上させる。(計画区域の汚水処理人口普及率 81.1%(平成 16 年度末)から 82.5%(平成 21 年度末)に向上。)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道については、平成 21 年度を目標に石川川処理分区を含む現認可区域内の整備を進め、又、公共下水道認可区域及び農業集落排水事業区域以外の区域(一部区域を除く)については、浄化槽(個人設置型)の整備を進めながら、千波湖を中心に放射状に伸びる桜川、逆川、沢渡川等の中小河川や市内に点在する湖沼の水質浄化を図り、又、市民の貴重な財産である森林公園や斜面緑地等の保全に努め「水と緑のネットワーク」の形成を目指す。

一方、豊かな自然環境を守るため、環境フェスタの開催や環境教室、那珂川クリーン作戦、市内各地区による河川や千波湖の清掃等の各種事業を実施する。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は別添の整備箇所を示した図面による

[事業主体]

水戸市

[施設の種類]

公共下水道

浄化槽(個人設置型)

[事業区域]

公共下水道 元石川町、酒門町、元吉田町、住吉町

浄化槽(個人設置型) 公共下水道及び農業集落排水区域を除いた区域

[事業期間]

公共下水道 平成 18 年度～21 年度

浄化槽(個人設置型) 平成 17 年度～平成 21 年度

[整備量]

公共下水道 計画人口 7,602 人

管 渠 L=3,258m

管 径 φ 150～600mm

浄化槽(個人設置型) 計画人口 3,968 人

	基数	1,465 基
[事業費]		
公共下水道	事業費	1,082,000 千円
	(うち、交付金)	541,000 千円)
浄化槽 (個人設置型)	事業費	560,340 千円
	(うち、交付金)	186,780 千円)
合計	事業費	1,642,340 千円
	(うち、交付金)	727,780 千円)

5 - 3 その他の事業

- (1) 市内各地区による河川等の清掃
- (2) 環境教室
- (3) 環境フェスタの開催

6 計画期間

平成 17 年度～21 年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4 に示す数値目標に照らし半年後までに関係各課が進捗状況を調査、評価し、市の広報等で公表する。又、必要に応じて事業の見直しを図るため、関係各課間における会議を設置、開催する。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が、適切に行われているかどうか、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を、関係各課で把握し、必要に応じて適切な措置をとるようにする。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし